八頭町介護保険住宅改修費等受領委任払い合意書

　八頭町（以下｢甲｣という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下｢乙｣という。）は、介護保険事業に係る保険給付費の受領委任払いについて以下のとおり合意する。

（目的）

第１条　この合意は、甲により介護保険の認定を受け、居宅介護福祉用具購入費又は居宅介護住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の利用を希望する対象者（以下｢対象者｣という。）の住宅改修費等の償還払いに伴う一時的な金額負担を受領委任の手続きにより、軽減することを目的とする。

（受領委任による支給申請）

第２条　乙は、対象者が利用した介護（介護予防）サービスに係る申請書、及び委任状を以下の書類とともに提出することにより、保険者負担分の支給を受けるものとする。

1. 福祉用具購入の場合

　　ア）介護保険福祉用具購入費支給申請書

イ）カタログ一式

ウ）対象者が支払った自己負担分の領収書

（２）住宅改修の場合

　　ア）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認申請書

　　イ）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

　　ウ）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認承認通知書の写し

エ）住宅改修の必要な理由書

オ）住宅改修工事費内訳書（見積書）

カ）改修前と改修後を比較できる写真

キ）対象者が支払った自己負担分の領収書

ク）請求書（内訳のあるもの）

ケ）住宅所有者の改修承諾書（必要な場合のみ添付する。）

２　乙は、介護保険被保険者証等により対象者の資格確認を行うとともに、支給上限の範囲内であることをあらかじめ確認するものとする。

（支給の決定）

第３条　甲は、前条により対象者が提出した申請書（受領委任用）の内容を審査し、住宅改修等の支給又は不支給を決定し、支給の場合は対象者に対し、介護保険受領委任払い支給決定通知書をもって通知し、別途乙にも決定内容を通知するものとする。

（支給）

第４条　甲は、前条により介護保険給付費の支給決定の通知をしたときは、乙の指定する金融機関の口座へ保険給付分を振り込むものとする。

（遵守事項）

第５条　乙は次の事項について遵守する。

　（１）介護保険の住宅改修等の実施に関しては、関係法令、通達、及び本町の要綱等を遵守すること。

　（２）実施にあたっては、八頭町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携に努めること。

　（３）要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場にたったサービス提供と相談、苦情等の対応に努めること。

　（４）利用者に対し、住宅改修等に係る重要事項の説明を行い、了承を得たうえで契約を締結すること。なお、工事請負金額、販売金額についてはサービス内容に見合う適正な価格とすること。

　(秘密の保持)

第６条　乙は、業務の実施に当たり業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

(記録の整備保存)

第７条　乙は、住宅改修等の実績に関する記録の整備と保存をおこなうこと。

（指導、調査等）

第８条　甲は、乙に対し疑義あるときは、必要に応じて住宅改修等に関する帳簿及び書類を検査し、説明を求めることができる。なお、警告をおこなった場合には、これに応ずること。

（合意の解除）

第９条　乙がこの合意内容に違反した場合、その他介護保険法等に違反した場合には、甲は合意を解除することができる。

（有効期間）

第１０条　この合意書の有効期間は合意を締結した日より　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間の満了前１ヶ月までに、甲乙いずれかが何らかの意思表示をした場合のほかは、この有効期間は、さらに１年間延長するものとし、その後において有効期間が満了した場合においても、また同様とする。

（その他）

第１１条　この合意書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この合意を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上甲乙各１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

甲　八頭町郡家４９３番地

　　八頭町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

乙